

田原本町地域活性化起業人 募集要項

【1 募集概要】

田原本町では、総務省の地域活性化起業人（企業人材派遣制度）を活用し、「つなぐグローバル教育事業」の推進による町の活性化の取組にご協力いただける企業（以下「派遣企業」という。）を募集します。

【2 業務内容】

派遣社員は、次に掲げる業務に従事します。

- （1）幼稚園・小学校における先進的な英語教育事業の推進・助言・支援等
- （2）国際的な町としての魅力を町内外に発信するイベント等の実施
- （3）その他目的達成に資する取組への助言等

【3 募集人数】

2人

【4 主たる勤務地】

田原本町教育委員会事務局

【5 派遣期間】

3年（令和8年度～令和10年度）

【6 派遣要件】

次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

（1）派遣企業に関する要件

三大都市圏内（国土利用計画に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。）に所在する企業等であること。

（2）派遣社員に関する要件

ア 三大都市圏に所在する企業等に勤務する者（三大都市圏に本社機能を有する企業等にあつては、三大都市圏外の支店等に勤務する者を含む。）であること。ただし、当該企業等に入社後3月未満の者は除くものとし、企業等からの派遣の際、現に町の区域内勤務する者を除く。

イ 地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当しない者であること。

【7 受入期間】

受入開始月日は、派遣企業決定後、協議させていただきます。

【8 派遣形態】

派遣企業の身分を有したままとする在籍派遣となります。給与等の支給、社会保険等、年次有給休暇の付与等は派遣企業の規程に従います。

【9 就業条件】

派遣社員の勤務時間、休憩時間等については、田原本町の規定に従います。

【10 費用負担】

派遣社員の給与、賞与及び諸手当（以下「給与等相当額」という。）は、派遣企業の定める支給基準に従い、派遣企業が派遣社員に直接支給します。ただし、給与等相当額については、1人あたり年額金590万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とし、各年度において派遣受入期間が1年に満たない場合は、月の初日を基準日として月割により計算した額とし、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

【11 募集期間】

募集開始から派遣企業決定まで

【12 応募方法】

応募の際には、田原本町地域活性化起業人申出書（様式1）、派遣企業の概要がわかる書類（様式2の派遣企業概要書又は任意の様式可）及び派遣社員の職務経歴書（様式3の派遣社員職務経歴書又は任意の様式可）、企画提案書（任意の様式）、について、郵送又は電子メールにて提出してください。

【13 応募後の流れ】

提出書類の内容及び面談（オンライン可）により派遣企業を決定します。決定後、派遣企業の御担当者 と派遣要件、費用負担について詳細な協議を行い、協議内容に基づく協定書（案）を作成します。町と派遣企業で双方合意の上協定を締結し、派遣業務を開始します。

【14 応募先】

郵送提出先：〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町 890-1

田原本町教育委員会事務局 教育総務課 学校教育係 宛

電子メール提出先：kyoiku@town.tawaramoto.nara.jp

電話番号：0744-34-2074

【15 留意事項】

（1）地域活性化起業人の要件等の詳細は、総務省の「地域活性化起業人制度」推進要綱に定めるところ

ろによります。

- (2) 応募に関する費用は、派遣企業の負担とします。
- (3) 提出された申出書等の書類は返却いたしません。
- (4) 申出書等の審査内容及び審査経過は原則として公表しません。
- (5) 審査結果について、一切の異議申し立てを出来ないものとします。

【16 問合せ先】

【14 応募先】と同じ